

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
<b>2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現</b>					
<b>(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現</b>					
<b>ア. 仕事と生活の調和の推進</b>					
34	「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及びウイメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。（再掲）	(No. 31参照)		生活文化局
35	ワーク・ライフ・バランス推進事業	仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。（再掲）	(No. 32参照)		生活文化局
36	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	登録企業 年間500社 登録企業の取組を、「東京ワークライフバランス推進企業ナビ（愛称チャオ）」に掲載し広く公表 両立支援アドバイザー 2名配置 (来所及び企業訪問により相談、助言)	産業労働局	
37	中小企業の両立支援の推進	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	・意識啓発助成金 200社 ・社内ルールづくり助成金 250社 ・育児休業応援助成金 150社 ・育児短時間勤務制度利用促進助成金 150社 ・事例集作成	産業労働局	
38	いきいき職場推進事業	「いきいき職場推進事業認定企業」の認定従業員が仕事と生活を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「いきいき職場推進認定企業」として認定し、広く公表します。「いきいき職場東京大会・交流会」の開催 九都府市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信する大会を実施します。	認定企業 10社程度 応募部門 4部門 ワークライフバランスフェスタ 1回	産業労働局	
39	働き方の改革「東京モデル」事業	大企業や中小企業が実施する、グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワークライフバランスを推進します。	・補助件数 6プロジェクト ・補助上限額 1プロジェクト当たり1億円 ・補助率 大企業及び中企業グループ 1/2 中小企業及び中小企業グループ 2/3	産業労働局	
40	「東京しごとの日」の設定	都が「東京しごとの日」を設定し、企業と都が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた様々な取組を集中的に実施し、その効果等を広く発信することにより、働く人がいきいきと働き続けられる職場環境をつくることにも、仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成を図ります。	・企業奨励金 200千円（定額）×50社 ・イベントの実施 2日	産業労働局	
41	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働く職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	74箇所（150事業所）	福祉保健局	

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
42	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	91か所		福祉保健局
<b>(2) 子育てに対する支援</b>					
<b>ア. 保育サービスの充実</b>					
43	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	国の安心こども基金による「保育所緊急整備事業」のほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減。		福祉保健局
44	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	A型 154か所、B型 28か所		福祉保健局
45	認証保育所に対する不動産取得税、固定資産税及び事業所税の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	・固定資産税・都市計画税 ・不動産取得税 ・事業所税		主税局
46	家庭的保育事業の推進	主に自宅で家庭的な保育を行う家庭的保育事業を推進します。	乳幼児数1431人(区部は一部財政調整交付金により実施)		福祉保健局
47	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子ども家庭を対象とした子育て支援策の充実に図ります。	全市町村 39か所		福祉保健局
48	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実に図ります。	864か所		福祉保健局
49	病児・病後児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実に図ります。	病児・病後児対応型事業 117か所 体調不良児対応型事業 16か所 非施設型(訪問型)事業 1か所		福祉保健局
50	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実に図ります。	56か所		福祉保健局
51	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	695園		生活文化局
52	認証保育所運営指導事業	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対して保育士等の専門職を活用した運営指導を実施します。	・現地確認：60施設 ・開設後運営指導：70施設		福祉保健局
53	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。	・認証保育所施設長研修 年100名 ・家庭的保育者研修(基礎研修200名、認定研修100名、現任研修30名) ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年3,500名		福祉保健局

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
54	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育まれる環境の整備を推進します。	地方裁量型10か所、教育機能補助12か所 57園（運営費、開設準備経費等への補助） 区市町村立の幼稚園が認定こども園として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっているが、平成24年4月1日付で幼保連携型認定こども園2園が認定を受ける予定である。	福祉保健局 生活文化局 教育庁	
55	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。（再掲）	認定を受けた公立幼稚園（すべて幼保連携型）4園 （平成23年4月1日現在） （No. 41参照）	福祉保健局	
56	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。（再掲）	（No. 42参照）	福祉保健局	
<b>イ. 地域での子育て支援</b>					
57	一時預かり事業補助	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができないう場合などに子供を預かる一時預かり等事業補助の充実を図ります。	・都単独型 46,000人 ・地域密着Ⅱ型加算 18,400人	福祉保健局	
58	☆ 定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することなどで、安心して子育てのできる環境を整備します。	定期利用保育事業 300,000人 （うち、特定保育12,543人）	福祉保健局	
59	☆ 子供家庭総合センターの整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かして子供に関する様々な相談を幅広く受け止めるとともに、相談内容に応じて、最も適切な機関が専門的な対応を行うなど、子供と家庭の問題に総合的に対応し、支援するための拠点として、子供家庭総合センターを設置します。	・平成24年度開設予定 ・構造：SRC造、地上7階・地下1階 ・敷地/延床面積：約5,500㎡/約14,500㎡	福祉保健局 教育庁 警視庁	
60	☆ 子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	・先駆型51か所 ・従来型3か所 ・小規模型5か所 （区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施）	福祉保健局	
61	☆ 子育てひろば機能の充実	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合一定の補助を行います。	区市町村部は子育て推進交付金により実施し、区部は財政調整交付金により実施。B型及びC型については子育て支援交付金により実施。	福祉保健局	
62	☆ 親の子育て力向上支援事業	育児に自信のない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施	福祉保健局	
63	☆ 区市町村相談対応力強化事業	地域子育て支援拠点（センター型/子育てひろばB型）のネットワーク化等による区市町村相談体制の強化を支援します。また、子供家庭支援センターの組織対応力を強化するため、専門家による	子供家庭支援区市町村包括補助により実施。	福祉保健局	

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
64	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	780クラブ	福祉保健局	
65	放課後における子供の居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動を提供します。	放課後子供教室への補助 1,160か所	教育庁	
66	児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	都内11か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供に関する様々な相談、サービスにあたっている。	福祉保健局	
67	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	運営費補助（子供家庭支援区市町村包括補助により実施）	福祉保健局	
68	子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得などの支援を行います。	運営費補助（子供家庭支援区市町村包括補助により実施）	福祉保健局	
69	パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	民間社会福祉施設サービス推進費補助を通して実施	福祉保健局	
70	児童虐待への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所により対応（No.66参照）、子供家庭支援センターにより対応（No.60参照）、要支援家庭の早期発見・支援事業（医療保健政策区市町村包括補助により実施） 通常業務を通して実施 警視庁と東京都福祉保健局との連携強化に向けた「確認書」に基づき、「意見交換会の場の拡充」、「職員が相互に研修に参加」、「児童相談所に警察官0Bを配置」などの確認事項を推進	福祉保健局	
71 ☆	子供の心の診療拠点病院	子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	健全育成の観点からの連携 都内1 医療機関	教育庁 福祉保健局	

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
72	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実に努めます。(再掲)	(No. 47参照)		福祉保健局
<b>ウ. 仕事と子育ての両立が可能な環境整備</b>					
73	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	(No. 41, 56参照)		福祉保健局
74	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。(再掲)	(No. 42, 56参照)		福祉保健局
75	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。(再掲)	(No. 36参照)		産業労働局
76	子育て・介護支援融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中の方、子育て期間中の方、介護休業中の方に、妊娠から子育てにかかる費用や育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内		産業労働局
<b>エ. 行動しやすいまちづくり</b>					
77	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡協議会を開催し、情報交換や意見調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくり推進協議会等の開催</li> <li>福祉のまちづくり条例に基づき届出等及び適合証交付に関する事務</li> <li>福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈</li> <li>インターネットを活用した情報提供</li> <li>条例、ガイドライン等の周知、普及・推進</li> <li>福祉のまちづくり推進計画の都民参加による事業の評価</li> <li>カラオケユニバーサルデザインの内理解の推進</li> </ul>		福祉保健局
78	福祉のまちづくり事業の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン整備促進事業(ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業)</li> <li>ユニバーサルデザイン整備促進事業(とうきょうトイレ事業)</li> <li>だれにも乗り降りしやすいバス整備事業</li> <li>鉄道駅エレベーター等整備事業</li> <li>ノンストップバスの導入</li> <li>マタニティマークの普及への協力</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン整備促進事業(ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業) 6地区</li> <li>ユニバーサルデザイン整備促進事業(とうきょうトイレ事業) 2地区</li> <li>だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 167両</li> <li>鉄道駅エレベーター等整備事業 8駅</li> <li>エレベーター供用開始 5駅8基 (年度末累計 106駅 224基)</li> <li>エスカレーター 供用開始 3駅4基 (年度末累計 103駅 781基)</li> <li>ノンストップバス 22両 (年度末累計 1,456両)</li> </ul>		福祉保健局
					交通局

平成24年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成24年度予定		所管局
			事業規模		
79 ☆	子育て家庭の外出環境の整備	子育て家庭が気軽に外出できよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	(子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施)		福祉保健局
<b>(3) 介護に対する支援</b>					
<b>ア. 介護への支援</b>					
80	在宅介護サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。 訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。 訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。 訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。 通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。 区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	東京都高齢者保健福祉計画(平成24年度～平成26年度)における主なサービスの目標量 訪問介護(ホームヘルプサービス) 24,269,482回/年 訪問入浴介護 726,642回/年 訪問看護 2,332,161回/年 訪問リハビリテーション 729,397回/年 通所介護(デイサービス) 9,871,239回/年 通所リハビリテーション(デイケア) 1,898,775回/年 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 2,382,369日/年		福祉保健局
81	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	73ユニット(640人)		福祉保健局
82	介護保険施設の整備(特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	新規 24か所 継続 22か所	2,445人 2,127人	福祉保健局
83	介護保険施設の整備(老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	新規 10か所 継続 7か所	954人 896人	福祉保健局
84	子育て・介護支援融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中の方、子育て期間中の方、介護休業中の方に、妊娠から子育てにかかる費用や育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。(再掲)	(No.76参照)		産業労働局